

## ～公益財団法人高知県スポーツ振興財団への寄附のお願いについて～

高知県スポーツ振興財団は、「高知県民のスポーツに関する理解や関心を高め、積極的にスポーツを実践する意欲を啓発し、それぞれのニーズに応じたスポーツの場を提供することで、高知県のスポーツ振興に寄与する。」ことを目的に、昭和53年財団法人として発足し、平成25年に現在の公益財団法人に移行しました。

当財団の主たる事業は、県立春野総合運動公園、高知県スポーツ科学センター、県立県民体育館、県立武道館及び県立弓道場の各スポーツ施設を指定管理者制度によって、高知県から任せいただき、その管理運営を行う業務となっています。また、自主事業として、小学生や一般の方々を対象とした「スポーツ教室」や「スポーツ大会」などを実施しています。

また、当財団の経営の第一の目標は、設立の目的や指定管理者の使命である「利用者への良好なサービスの提供」です。人口減少、高齢化、物価高騰といった厳しい経営環境にあっても、各スポーツ施設を利用いただいている皆様には、最大限のサービスを提供したいと考えております。

つきましては、当財団の経営環境や経営の第一目標であります利用者の皆様への思いを酌んでいただき、寄附金を財源としました事業の充実、サービスの向上へのご支援とご協力を何とぞ、お願い申し上げます。

### 記

1 誠に勝手ながら、企業、団体の皆様におかれましては、1口1万円以上でのご寄付をお願いいたします。

#### 2 寄附金の使途

いただきました寄附金につきましては、その1/2以上を次の公益目的事業の実施経費として活用させていただきます。また、対象の事業の中で、協賛者、協賛企業若しくは協賛団体としてご紹介させていただき、あわせて当財団のホームページでも広報いたします。

##### (1) スポーツ教室事業

当財団の自主事業として、小学生や大人を対象としたスポーツ教室を通年で開催しています。令和6年度には、財団全体で159教室、定員3,612名の規模での実施を予定しており、いただいた寄附金につきましては、①教室開催の広報費用、②インストラクターへの報償費、③教室に必要な備品や消耗品の購入経費、④利用者への記念品の購入費用などに活用させていただきます。

##### ※スポーツ教室の例

フィットネス、Sintex、ヨガ、ZUMBA、テニス、小学生水泳、小学生走り方、パークゴルフ、バドミントン、ラージボール卓球、エクササイズ、小学生チャレンジスポーツ、親子木工教室、小学生武道入門教室、弓道(入門・初級・中級)

##### (2) スポーツ大会・イベント事業

スポーツ愛好者の方々の交流を目的に、春野総合運動公園及び県民体育館で開催しています。令和6年度には、財団全体で10教室、定員780名の規模での実施を予定しています。(いただいた寄附金の使途に関しましては、スポーツ教室事業と同様です。)

## ※スポーツ大会、イベント事業の例

グラウンドゴルフ大会、パークゴルフ大会、ラージボール卓球交流大会、ソフトテニス交流大会、フットサル交流大会、バドミントン交流大会

### (3) 無料スポーツ教室事業

初心者や小学生を対象として、まずはスポーツの魅力を感じていただき、財団が管理運営しているスポーツ施設の存在を知っていただく。あわせて有料のスポーツ教室やスポーツ大会へ誘うもので、いただいた寄附金につきましては、(1)スポーツ教室事業と同様に活用させていただきます。

## 3 寄附金の流れ

(1) まずは、下記の連絡先へお電話をお願いします。

(2) 次に、「寄附金申込書」にご記入のうえ、FAX または郵送にて下記の連絡先にお送りください。あわせて、寄附金を下記の振込先にご入金ください。

(3) ご入金を確認させていただいたうえで、「寄附金受領証明書」と「お礼状」をお送りさせていただきます。

## 4 寄附金の所得税法上の取り扱い

当財団は公益財団法人であり、所得税法上の「特定公益増進法人」にあたることから、次の税法上の優遇措置があります。

### (1) 寄附者が個人の場合(所得税)

個人が「特定公益増進法人」に対して「特定寄附金」を支出したときは、下記の算式で計算した金額が「寄附金控除」として所得から控除されます。(ただし、確定申告が必要)

※寄附金額(総所得額の40%を限度)－2,000円

### (2) 寄附者が法人の場合(法人税)

「特定公益増進法人」への寄附は、一般の寄附金を損金算入限度額まで支出している場合でも、さらに別枠で損金算入することができます。

※一般の寄附金の損金算入限度額の計算方法

$$\left( (\text{資本額等の金額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000) + (\text{所得の金額} \times 2.5 / 100) \right) \times 1/4$$

※特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額の計算方法

$$\left( (\text{資本金等の金額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 3.75 / 1,000) + (\text{所得の金額} \times 6.25 / 100) \right) \times 1/2$$

## 5 寄附金の振込先

四国銀行桂浜通支店(店番号 117) 普通預金 口座番号 5124641  
(口座名義:公益財団法人高知県スポーツ振興財団 理事長 尾下一次)

## 6 寄附金に関する連絡先

公益財団法人 高知県スポーツ振興財団 理事長 尾下 一次  
(担当:企画総務課長 山中 雅也)  
住所 〒781-0311 高知市春野町芳原 2485  
電話 088-841-3105 FAX 088-841-3107